

団員の退避の取組

大崎市資料

タイムラインに基づく消防団の退避（大崎市の取組）

○取組内容

- ・タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針を参考として、大崎市では、**避難勧告発令後の消防団退避指示**について記載するタイムラインを策定（平成29年12月）。

消防団退避指示及び状況に応じた水防活動の考え方（大崎市）

消防団水防活動中

避難勧告



消防団退避指示



消防団退避



（状況に応じて）

水防活動の再開指示



水防活動の再開

タイムラインに基づき、避難勧告発令後は、消防団員の身の安全確保が第一に優先すべきものであるため**消防団へ退避指示**

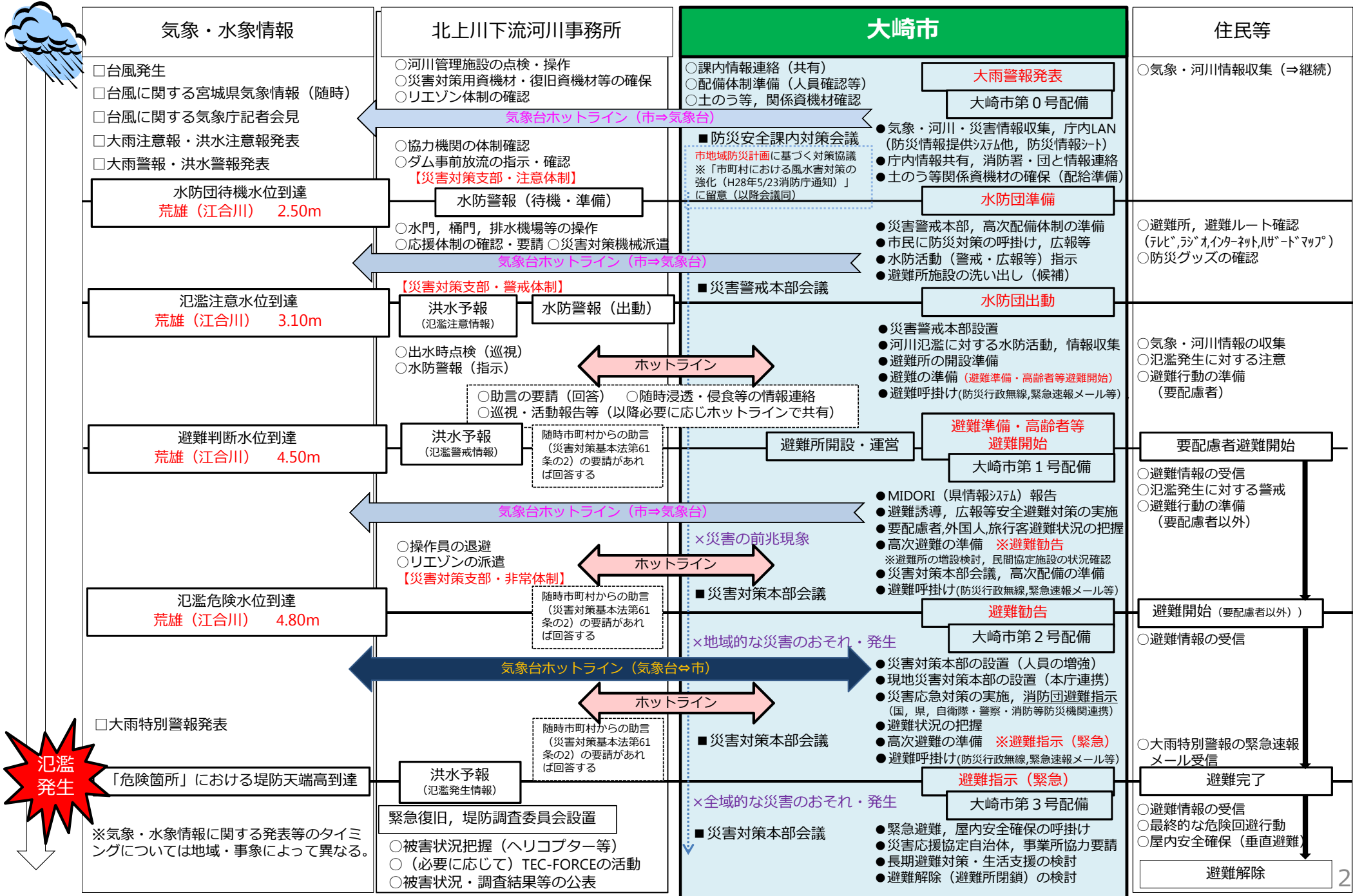


～ 避難勧告発令中でも消防団の水防活動再開を判断するケース ～

気象情報・予報、河川水位が減少傾向にある等、ある程度危険性が小さくなったと判断できた場合（災害対策本部で判断）等は、状況に応じて、**水防活動の再開を指示**

河川が破堤し甚大な被害が発生すると予想され、かつ、水防工法を実施すれば、破堤を食い止められる可能性があるかと判断した場合、**団員の安全を確保しつつ、水防活動の再開を指示**

※避難勧告等に関するガイドライン（内閣府：平成29年1月改定）を参考に作成。
※作成後は、大崎市の災害対応等の実際を踏まえて、随時見直しを行う予定



※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては地域・事象によって異なる。

【参考】タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針 P32より

河川名：●●川
 観測所名：▲▲上流

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の
 避難勧告等の発令に着目した**タイムライン(防災行動計画)** (案)

